

令和5年度 喫煙環境に関する実態調査
【不動産管理事業者票】

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計コード	
調査対象者ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記法人の名称、所在地、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら郵送でご回答の場合、朱書きにて訂正・加筆をお願いします。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人番号	
------	--

- ※ 本調査は、政府統計オンライン（<https://www.e-survey.go.jp>）にアクセスし、上記の調査対象者ID、パスワードでログインしての回答も可能です。
- ※ 令和5年12月末時点の状況をご回答ください。



記入ご担当者

政府統計オンライン調査総合窓口

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

- ※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴社では商業用不動産（オフィス）の管理を行っていますか。当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 管理している	
2. 管理していない	

-----> 質問は以上で終了です

問2 貴社について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の会社）
2. 中小企業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社）
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人

問3 貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の施設数をご回答ください。

施設

裏面にも設問があります。

問4 貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の共用部分におけるたばこの（火をつけて喫煙するたばこ）の喫煙環境について、(1)屋内（共用部）、(2)屋外それぞれに当てはまる商業用不動産（オフィス）数をご回答ください。

(1)屋内（共用部）	商業用不動産（オフィス）
1. 屋内全面禁煙	施設
2. 喫煙専用室設置	施設
3. 1.及び2.以外	施設

※参考1 喫煙専用室等の技術的基準（喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」）

- ①入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
- ②壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外に排気されていること

(2)屋外	商業用不動産（オフィス）
1. 敷地内全面禁煙	施設
2. 一部に喫煙可能な場所を設置	施設
3. 屋外全面喫煙可	施設

※参考2 屋外の定義

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう

問5 貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の共用部分における加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom（プルーム）、PULZE（パルズ）、lii HYBRID（リルハイブリッド））の喫煙環境について、当てはまる商業用不動産（オフィス）数をご回答ください。

	商業用不動産（オフィス）
1. 屋内全面禁煙	施設
2. 喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）	施設
3. 加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）	施設
4. 加熱式たばこ専用の喫煙および飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）	施設
5. 1.～4.以外	施設

※参考3 喫煙環境の例

屋内の喫煙環境の例			屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙	例2) 喫煙専用室設置	例3) 加熱式たばこ専用喫煙室設置	例4) 敷地内全面禁煙	例5) 一部に喫煙可能な場所を設置
				
商業用不動産（オフィス）屋内の共用部全体を禁煙としている。	共用部の一部に喫煙専用室（喫煙のみ、飲食等は不可）を設けている。	加熱式たばこ専用喫煙室を設けている。喫煙以外にも飲食等を行うことも可。	商業用不動産（オフィス）敷地内（所有、管理区域のみ）全体を禁煙にしている。	商業用不動産（オフィス）の敷地内共用部の一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。